随意契約(相手方指定)調書

| 件名 | 消耗品購入契約(学校給食用精米6月納入分) №.5200386 |
|-------|---------------------------------|
| 工(納)期 | 令和4年6月24日 |
| 契約締結日 | 令和4年5月18日 |
| 契約金額 | 推定総額16,520,112円(消費税込み) |

| 契約相手方 | 東京都米穀小売商業組合荒川支部 | |
|---------|-----------------|----------------------|
| | | (法人番号:6010005002431) |
| 相手方指定理由 | 別紙に記載のとおり。 | |
| 備 考 | 単価契約 | |

契約審査委員会資料

経理課契約係

R4. 4. 28

業者選定理由書

| 件 名 | 消耗品購入契約(学校給食用精米6月納入分) |
|-------------|--|
| 指名業者(案) | 名 称 東京都米穀小売商業組合荒川支部 所在地 東京都荒川区西日暮里1-33-4 代表者 支部長 須長 浩 |
| 特命理由 | 本件は、給食内容の充実と保護者の負担軽減を目的に公費負担による各校への米の現物支給を実施するための無洗米の購入契約である。 主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記組合を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 本件は、区内小・中学校34校に給付する無洗米を一括購入し、各校の週ごとの注文量に基づき各給食室へ納品する体制をとり、全校分の共通銘柄の精米等を確保・管理し、区内全域への安定した供給体制を持った業者でなければ履行することが出来ない。 ② 上記組合は、区内全域の米穀商で組織しており、大量の精米等を確保・管理し、各校へ供給できる体制を備えている。上記組合に発注することにより、小・中学校34校への確実な納入が期待できるとともに、区内産業の振興を図ることが可能となる。 以上のことから、上記組合を相手方とした随意契約を締結する。 |
| その他 特記事項 | ○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの) |